

藤本なおや 委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

民主党杉並区議団の質疑を続行いたします。

それでは、増田委員、質問項目をお知らせください。

増田裕一 委員

まず、さざんかねっとについて、地域活性化事業助成について、民営化宿泊施設について、そして行政計画について、時間があれば、消防団についてと広報についてお伺いしようかなと思います。

あと、質疑の途中で資料の提示をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

藤本なおや 委員長

はい、どうぞ使ってください。

増田裕一 委員

では、午後1番の質疑に当たりまして、よろしくお願いいいたします。

まず、さざんかねっとにつきましてお尋ねしたいと思います。

冒頭に当たりまして、公共施設予約システム、いわゆるさざんかねっとについて、関連する平成20年度予算額をお示しくください。

地域課長

当該年度予算額5,680万円余でございます。

増田裕一 委員

では、このさざんかねっとを利用する際の一連の手続の流れをお示しくください。

地域課長

まず、窓口に行って、利用の登録をしていただきます。そこで利用証を発行いたしますので、そこに記載されている番号、それから自分が登録する暗証番号を使って予約をしていたくということでございます。

増田裕一 委員

そうですね。私も昨年とりましたけれども、こういった、利用者登録カードというんでしょうかね、こちらのほうで登録番号をとるということだと思えます。

では、このさざんかねっと、インターネットを使って予約する場合、利用時間があるというふうに伺っておりますが、どのようになっているんでしょうか。

地域課長

朝の8時半から深夜の12時までには予約をしていただくということになってございます。

増田裕一 委員

私もかつてインターネットで物販を行っておったことがございました。決していかがわしいものは売っておらないんですけども、ここでは何を売っていたかは申し上げませんが（笑）、インターネットで仕事、商売しておったというところで、自分の経験則から申しますと、大体12時を回ったあたりからインターネットの利用者、大体2時ぐらいまでヘビーなユーザーの方はごらんになっているという方が多いと思うんです。

施設予約ではないんですけども、杉並文化協会がございしますが、こちらでもイベントチケットの予約というのを行っておりまして、24時間利用できるということなんですね。民間でもそういった物販も含めて、eコマースということは知れ渡っておるところなんですけれども、なぜさざんかねっとというものは利用時間を制限して、24時間利用できないんでしょうか。

地域課長

現在のさざんかねっとのシステムにおきましては、日付処理と申しますか、何日までに申し込むということがございます。そこで日付の処理を行うために、12時で一たん切ることが1つ。

それから、現在は、その日に行われた統計処理みたいなもの、それからペナルティ処理のような処理を、バッチ処理と申しまして、まとめて処理をするということと、それから、データベースのバックアップに要する時間がかかるということ。それから、サーバーのメモリーのフレッシュアップをして再起動するというので、現在、休止時間を設けさせていただいているところでございます。

増田裕一 委員

システムメンテナンスということで、12時から8時半まで利用を制限しておるといことなんですけれども、ちなみに、このさざんかねっと、そして先ほど例として挙げました杉並文化協会のイベントチケットの予約のホームページ、それぞれ1日平均のインターネットの利用者数ももしございましたら、お示しいただければと思います。

地域課長

さざんかねっとにおきましては、抽せん申し込みも含めると、1日当たり1,700件ほどの予約件数となります。

文化・交流課長

文化協会のホームページのお尋ねですけども、大体、月アクセス数が2,000件ございまして、30で割ると1日で67件ぐらいの方がホームページに来ているということでございます。

増田裕一 委員

なるほど、わかりました。

では、1日大体1,700件、さざんかねっとのほうにアクセスがあるということなんですけれども、こちらのさざんかねっと、それと先ほど申し上げました杉並文化協会のそれぞれのホームページの委託業者、それと委託金額というものがございましたらお示しください。

地域課長

さざんかねっとの運営委託でございますけれども、NTTデータクリエイション株式会社に委託をしております。委託経費につきましては、3,170万円余でございます。

文化・交流課長

文化協会のホームページでございますけれども、センチュリー・リーシング・システム株式会社という、このシステム会社は富士電機のITソリューションの指定のリース会社でございますけれども、こちらのほうに年間104万2,020円支払っております。

増田裕一 委員

1日当たりのアクセス数ですとか処理件数というのがありますので、比較にならないんですけども、さざんかねっこのこの金額に対して利用するサービスというんでしょうかね、ちょっと物足りない部分を感じるものがあります。

区としても、24時間365日の区役所サービスということを目指しておりまして、本年9月から本庁舎の土日開庁も行うということもありますし、インターネットによる公共施設の予約というものは、先ほどおっしゃってございましたけれども、バックアップ等々のシステムメンテナンスという部分に配慮する必要はございますが、可能な限り24時間利用できるということが、本来杉並区の方針としましても望ましいと考えることができると思います。

本件につきまして、区としての今後の見通しと、また、昨年質疑がございましたが、施設利用料の電子収納の件と、あわせてお尋ねしたいと思います。

地域課長

さざんかねっシステムにおきましては、15年から稼働しておりまして、2年後に新しいシステムに移行するために、当該年度、準備を始めたいと思っております。

委員のおっしゃるように、なるべく長い時間ご利用いただけるようにしたいと思っておりますけれども、ただ、今まで扱ってきたシステムでございますので、なるべく操作性は余り変更しないということを基本にしたいと考えています。そうすると、24時間稼働ということになると、セットをダブルで二重化と申しますか、システムの二重化が必要になります。そうすると、メンテというよりはハードのリース料が倍近くなってしまうということもございます。ただ、技術も進歩してございますので、委員がおっしゃるような、なるべく長い時間使えるようなものについては十分に検討してまいりたいと思います。

それから、電子収納のことでございますけれども、これも新しいシステムにおきましては、今こういう時代でございますので、ペイジーであるとか、その他いろいろ電子納付システムがございますので、これも費用対効果もございますけれども、十分に検討してまいりたいと思います。

増田裕一 委員

ありがとうございます。2年後ということでございますので、後ほど我が会派の委員からも、システムに関しましては質問させていただきたいと思っておりますけれども、鋭意ご検討のほど、何とぞよろしく願いいたします。

では引き続き、地域活性化事業助成についてお尋ねしたいと思います。

本年の予算書、区政経営計画書のほうにも記載されておりましたけれども、まず地域活性化事業助成について、平成20年度の予算額をお示してください。

地域課長

事務費を含めまして300万円でございます。

増田裕一 委員

では、地域活性化事業ということございまして、やはり町会・自治会の加入率が年々下がってきているということが念頭にあるのかと思いますけれども、平成14年度から18年度、過去、最新のものです5年間ですか、にかけての町会・自治会加入率の推移をお示ください。

地域課長

平成14年度におきましては58.1%でございました。その後だんだん毎年微減をしてございまして、18年度については54.7%、最新でいいますと、19年度、これは昨年の10月現在ですけれども、52%という状況でございます。

増田裕一 委員

そうですね、実感としましても、私も町内会の活動のほうには参加しておるんですけれども、年々少なくなってきていますし、高齢化しているのかなという実感はあります。では、地域活性化事業助成という、今現在検討されているこの制度の概要、枠組みをお示してください。

地域課長

詳細につきましては現在まだ検討中でございますけれども、今考えているところで申しますと、例えば現役世代でありますとか、さまざまな世代の方が参加して、例えば町会の次世代を育成するような事業、それから地域でいろいろな団体がございまして、NPO等のさまざまな団体、それからボランティアなどとの連携をした新しい地域活動の試み、町会への加入促進を目指すような事業、このような、新たな事業を対象にしたいと思っておりますけれども、このようなものに対して助成をしてみたいと考えてございます。

増田裕一 委員

従来のものと比べますと、大分新しい考えですとか、そういったものが入っておるのかなという感じを抱きます。では、こうした制度なんですけれども、東京都でも本年度から地域の底力再生事業という助成を実施しております。都の助成との違いというものは何なんでしょうか。

地域課長

ご案内のとおり、本年度から東京都が助成してございます。一番の相違点は、基本的に都の助成金というのは、連合組織体を対象にしてございます。例外的に単一町会にも補助してございますけれども、私どものほうでは、これは単一町会を対象としていきたいと思っております。

また、東京都のほうは、地域の新たな課題へのチャレンジ、それから他団体との協働、この2項目のみが対象事業となっておりますけれども、先ほど申しましたとおり、区のほうではもう少し幅を広げた対象事業を持ってございます。

また、都のほうでは一応2カ年限りの時限的な助成というふうに聞いてございます。

増田裕一 委員

では、先ほども課長から枠組みというものはお示しいただきましたけれども、この助成の実施に際して、実際に町会・自治会が助成を利用するに当たりまして、例えば東京都の助成を利用して先行した事例というものがあれば、お示しいただければと思います。

地域課長

今年度、町会が取り組んだ助成事業でございまして、例えば学校支援を通して地域と児童生徒の結びつき、交流を深めるといった事業でありますとか、あと、町会と防犯団体、中学校、警察などが連携をして、防犯音楽会みたいなものを地域で行ったという例がございまして。

増田裕一 委員

では、関連してではないんですけども、すぎなみ地域大学の件が午前中の質疑でも行われました。先日、私、新聞をとっておるんですけども、こうしたような感じで、すぎなみ地域大学に関しますチラシが入ってありました。

このすぎなみ地域大学なんですけれども、私も杉並区独自の取り組みとして大変よい取り組みであるというふうに感じておるんですけども、このすぎなみ地域大学、今回あえて区の広報とは別にこういったチラシを新聞広告に入れたというその趣旨は何なんでしょうか。

すぎなみ地域大学担当課長

地域大学も3年目になりまして、初年度は同じような形でポスターあるいは新聞広告を出しまして、昨年度は2年目ということで出ませんでした。やはり3年目を迎えて、新たに展開するに際して、より多くの区民の方に、1回だけの広報のお知らせではないということを知りたいがために、今回はこのような形で行ってまいります。

増田裕一 委員

大変緑がはえたチラシでございまして、いいデザインだなというふうにとめております。

では、この項、最後に当たりまして、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、町会・自治会ですとかNPO、すぎなみ地域大学の受講生、卒業生、こういった方々が、それぞれの地域の中で活躍している人材ではありますけれども、いかに協力関係というものを強化していくことが望ましいと考えておられますでしょうか。区としてのご見解、見通しをお願いいたします。

地域課長

午前中から、地域のさまざまな団体がそれぞれ活動していく中で、やはり委員もおっしゃっているように、それぞれの活動がいろいろ結びついて、その地域の活力を高めていただくということがこれからの大きなテーマだと思っております。今回のこの助成金が、そういったいろいろな活動が1つになって地域の底力を上げるというか、そういう活力のもとになっていただくような1つのきっかけみたいなものになっていくとすごくありがたいなというふうに思っております。

増田裕一 委員

ありがとうございます。地域政策ということでも、今後のご努力というものを期待いたします。

では次に、民営化宿泊施設について質問させていただきたいと思えます。

この民営化宿泊施設、特に、神奈川県湯河原町にございます湯の里「杉菜」についてお尋ねしたいと思えます。

昨年、区議会の有志で、「杉菜」を初め、弓ヶ浜クラブ、そして南伊豆健康学園というところを視察に行っていました。この経験から、何点が質問させていただきたいと思うんですが、特に「杉菜」につきまして、民営化された平成14年度から最新の18年度までにかけての施設利用率というものをお示してください。

区民生活部管理課長

湯の里「杉菜」の利用率でございますけれども、平成14年度が91.7%、15年度が92.0%、16年度が89.5%、17年度が90.9%、18年度、昨年度が98.1%と、非常に高い利用率でございます。

増田裕一 委員

施設利用率というところを見てまいりまして、おおむね好評であるなという実感は覚えます。

では、湯の里「杉菜」につきまして、その委託業者と委託期間をお示してください。

区民生活部管理課長

委託事業者というよりも、民営化してございますので、事業者名でございますけれども、株式会社フォレストという会社でございます。それと、期間は3年間でございます。

増田裕一 委員

では、昨年視察で訪れた際に、この事業者の方から、契約期間に関しまして非常に短期であると。3年ということもございますけれども、ですので、施設の改修というものがなかなか手をつけづらいという旨の指摘、示唆がありました。

なぜ現状、契約期間というものを設定しているのか。また、期間を変更する予定はあるのかどうか。

区民生活部管理課長

当初の公募の段階で、3年間という契約期間の公募で行ったんですけれども、実際行いまして、事業者が計画をして実行して、評価をしながら行っていくという中では、適度な年数かなと。また、区のほうと民間事業者との緊張関係を保つ上でも、3年ぐらいが妥当かなと思ってございます。ただ、いずれにせよ、5年とかそういう問題もございますので、研究はしたいと思ってございます。

増田裕一 委員

では、他の区外施設についても、この契約期間というのは同様でしょうか。また、事業者から申し入れがあれば、契約期間の変更に応じることはできるのでしょうか。

区民生活部管理課長

基本的には、ほかの3施設も同じように3年間ということで契約を結んでいるところでございます。

また、申し入れがあれば、3年を5年とか、そういう話でございますけれども、いずれにしましても、5年になったとしても、例えば5年目になっちゃうと改修工事がなかなかしにくいというような状況もございますので、総合的にまた研究してみたいと思ってございます。

増田裕一 委員

では、先ほど施設利用率を冒頭でお示しいただきましたけれども、年末年始ですとかゴールデンウィーク、またお盆休み等、長期休暇に際しまして、宿泊施設の区民受け入れ枠というものが不足しているように見受けられますけれども、今後この区民受け入れ枠というものを拡充する用意はあるのでしょうか。

区民生活部管理課長

特にここ湯河原の「杉菜」につきましては、利用率が非常に高いということで、区民から予約がとりにくいという声はよく聞いてございます。そういう意味で、今現在2分の1以上の枠はありますけれども、できれば、例えばゴールデンウィークとか年末年始とか、そういう休暇がとりやすいときに区民が利用できるように、その辺はまた、今後の契約の更新において対応してまいりたいと考えてございます。

増田裕一 委員

それと、先ごろの視察で訪れた際に、事業者から、同じように委託管理している他の区の保養施設というものがございまして、相互利用というものを考えておると。非常に商売熱心

な事業者さんとして、そういうことを考えておると。相互利用という考えに関しまして、区としてはどのように見解をお持ちでしょうか。

区民生活部管理課長

予約がとりにくいということで、同じ湯河原の中でそういう代替の施設があるのであれば好ましいと思うんですけども、まだ具体的に事業者のほうから提案もございませんので、もしも提案があれば、利用者、区民にとってのメリットあるいは区にとってのメリット、デメリットも踏まえて研究はしたいと思っております。

増田裕一 委員

では、時間もございませんので、最後に、行政計画につきまして質問させていただきたいと思います。
まず、来年度、平成20年度内に改定を予定している行政計画がございましたら、お示してください。

企画課長

20年度中に改定を予定しております行政計画ですが、今月、区民等の意見提出手続を行って、4月に決定を予定しております教育ビジョン推進計画を含めまして8件、それから新規の策定予定が1件、合計9件を見込んでいます。

増田裕一 委員

では、この行政計画を改定する際に諮問する審議会などがございましたら、例示で結構ですでお示ください。

企画課長

審議会あるいはその他の懇談会等を設けて、関連する事項として報告、説明などを予定しているものは、9件中6件程度かと思えます。ただ、形式上、諮問という形をとるかどうかは、当然決まってはおりません。

増田裕一 委員

行政計画を改定する際の一連の手続の流れがございましたら、おおむね説明していただければと思います。

企画課長

まず、策定方針等について政策調整会議のほうで審議をしますが、その際に、意見提出手続の実施の是非を含めて判断した上で、政策等の案を取りまとめた段階で、案を公表する10日前に予告をし、広報に概要、そしてホームページに全文を掲載してお知らせしながら、担当課あるいは本庁の区政資料室のほか、区民事務所、図書館等でも資料の閲覧をし、意見提出期間が終わった後、意見の集約、そしてそれに対する区の考え方を整理した上で、また政調、経営会議等で最終的に、案の修正をすべきものがあれば修正した上で決定をし、公表するというふうな流れになります。

増田裕一 委員

では、この行政計画なんですが、審議会などに諮問なり何なりをする行政計画と、それを必要としない行政計画、先ほど、8件中6件がそういった審議会等へ何らかの働きかけをするというようなご答弁がございましたが、それらの違いというのは何なんですか。

企画課長

附属機関は法律あるいは条例に定めて設置されているものでございまして、その他、要綱等で設置されているものは、懇談会などがございます。関連する事項について、そうした附属機関あるいは懇談会等にも、計画の立案、策定の過程で情報提供を含めてご報告、ご説明するということが一般的に行われているものでございまして、こういった機関が設けられていない場合についても、当然、議会等に適時ご報告しながら策定作業を進めているものでございます。

増田裕一 委員

では、行政計画の立案、実施、検証、改定といったこれらのプロセスを明確にする上でも、年初もしくは年度の当初に、改定を予定しているもののスケジュールというものを公表すべきかと考えるんですが、区としての見解はいかがでしょうか。

企画課長

計画を策定、立案、実施、評価、一連のプロセスの中で、広く区民あるいは議会の皆様からご意見をいただきながら進めるのは自明のことでございます。午前中の質疑でも関連したご意見等をちょうだいしておりますので、また今後、自治基本条例の見直しについての協議等、区議会のほうと行ってまいりますので、そうした中で、行政計画についての報告等のあり方を含めて今後詰めさせていただいて、必要な見直しを図るべきものがあれば見直しをしてみたいと思っております。

増田裕一 委員

では最後に、ちょっと1点だけ触れさせていただきたいんですが、消防団についてでございます。

消防団の団員不足、そして区内では特に荻窪消防団の団員不足というものが深刻化しております。私も杉並消防団第七分団に所属をしております、1月でしたか、団員募集のキャンペーンに参加をいたしました。街頭でチラシを配布したりもしましたし、また、呼びかけをさせていただきました。

他自治体の事例では、在住の自治体職員が消防団に入団するというケース、促すというケースも見られます。さまざま困難があるかというふうにも存じますが、区としてご見解があればお示しください。

防災課長

区役所職員が消防団に入団して活動できるのかということなんですが、可能であると思います。ただ、兼業許可だとか、職務専念義務だとかがあると思います。それから、地震発生時に事が起こったときは、やはり区の職員は区の災害対策本部の組織の中で活動することになりますので、そういった条件というか、ことを考えていきますと、何というんですかね、自分の能力を高めるという中で、休日だとかいう中での活動というのは可能かなというふうに思っております。

増田裕一 委員

ありがとうございました。

では、私の質疑を終了させていただきたいと思います。